

平成29年(ワ)第4952号 損害賠償請求事件

原告 **A夫、A妻、A娘**

被告 藤井将登

被告準備書面(2)

平成30年5月11日

横浜地方裁判所第7民事部ろ係 御中

被告訴訟代理人 弁護士 **B**

原告らの求釈明書(平成30年4月17日付)に対し、次のとおり、回答する。

- 1 被告方において、喫煙するのは被告一人である。被告には、同居の妻及び子がいるが、いずれも喫煙しない。
- 2 被告が「ガラム」及び「コルツ」を吸い始めたのは、いずれも、平成28年春頃よりも前のことである。
- 3 平成28年9月当時、被告は「ガラム」(紙巻きタバコ)について、1日に5～6本程度、吸っていた。また「コルツ」(手巻きタバコ)については、2～3か月で1袋(40g)程度、吸っていた。
- 4 被告が自宅内でタバコを吸う場所は、殆どが防音室内である。換気扇の下で吸うことは、時折でしかなかった。

- 5 平成28年9月6日から同月22日までの間は、被告は、自宅では、一本もタバコを吸わなかった。また、被告の妻子は、もともと喫煙しないので、当然ながら、この期間においても、全く喫煙していなかった。
- 6 ただし、上記の期間中も、被告は、自宅の外では喫煙していた。
- 7 被告は、平成28年9月22日の夜から、自宅内での喫煙を再開した。
同日の原告 **A夫とA妻** との話し合いにおいて、もし仮に、原告宅にタバコの副流煙が充満している状況があるとしても、その原因は被告にはないことを確信することができたからである。
- 8 被告が「外国製の軽いタバコに変えた」ということはないが、平成28年9月22日の夜から自宅での喫煙を再開したとき、「ガラム」がおいしく感じられなくなったので、同日からしばらく後、被告は「ガラム」の喫煙をやめた。
- 9 現在、被告は、「コルツ」だけを吸っている。1袋(40g)を約半月で消費するくらいである。
- 10 現在、被告は、自宅内で喫煙するときは、基本的には、防音室の中で吸っている。
- 11 今後、被告が、自宅内でのタバコを完全に止めることが「不可能」とは思わないが、そのような「義務」はないと考えている。
- 12 被告は、「原告宛に、タバコの副流煙が入ってきたという事実」があるかどうかとも知らないし、ましてや「原告宛てに入ってきたというタバコの副流煙は、○さんのタバコの煙が原因である。」などと主張するつもりもない。
ただ、被告は、平成28年9月22日の話し合いにより、仮に、原告宛てにタバコの副流煙が入ってきたという事実があったとしても、その原因は被告にはないことを確信したものである。

以上